

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局道路河川部河川課(06-6615-6833)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	監督処分
概要	河川管理者から許可を受けている場合であっても、許可条件に違反した場合その他必要と認められる場合は許可を取り消したり、その効力を停止することがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市防潮堤管理条例第9条 ( <a href="http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a> )
処分基準	1. 次の各号のいずれかに該当する者に対して、許可を取り消し、その効力を停止しもしくはその許可に付した条件を変更し、又は工事その他の行為の中止、防潮堤の現状回復その他の必要な措置を命ずる。 ① 防潮堤管理条例の規定に違反している者 ② 許可に付した条件に違反している者 ③ 詐欺その他不正の手段により許可を受けた者  2. 次の各号のいずれかに該当する場合においては、占用者又は許可を受けた者に対し、1に規定する処分をし、又は措置を命ずる。 ① 防潮堤に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき ② 公益上やむを得ない必要があるとき
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000021522.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000021522.html</a>
備考	